

公益財団法人富山県移植推進財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人富山県移植推進財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を富山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、臓器移植を推進するため、県民への臓器移植の知識や意義の普及啓発、医療機関への教育及び臓器移植が適正に行われるための支援を行い、以て県民の健康福祉に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県民への臓器移植に関する普及啓発事業
- (2) 臓器の提供者と臓器移植希望者との調整協力事業
- (3) 医療機関の体制支援及び教育事業
- (4) 臓器移植希望者への情報提供及び臓器移植登録支援事業
- (5) 臓器移植医療の学術に関する事業
- (6) その他目的を達成するための必要な事業

2 前項の事業は、富山県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 7 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 8 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほかに、次の書類を主たる事務所に 10 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 9 条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 4 章 評議員

(評議員)

第 10 条 この法人に評議員 5 名以上 10 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）または業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(任期)

第 12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬)

第 13 条 評議員は無報酬とする。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 14 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 役員の報酬の決定及びその規程
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分または除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種類とする。

2 定時評議員会として毎事業年度終了後 3 カ月以内を開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合を開催することができる。

(召集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が召集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の召集を請求することができる。

(召集の通知)

第 18 条 代表理事は、評議員会の開催日の 1 週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的及び審議事項その他必要事項を記載した書面をもって通知が発せられなければならない。

2 前項にかかわらず、代表理事は、召集通知について、書面による通知の発出に代えて、法令に定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

3 前 2 項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく、評議員会を開催できる。

(議長)

第 19 条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行われなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 24 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 21 条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

第 22 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 23 条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 評議員会議長及び出席理事は前項の議事録に記名押印するものとする。
- 3 評議員会の議事録については、評議員会の開催の日から 10 年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

第 6 章 役員

(役員の設定)

第 24 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5 名以上 10 名以内
- (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を理事長、1 名を専務理事、2 名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長及び専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の代表理事とし、常務理事をもって同法第 9 1 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 25 条 理事及び監事は評議員会において選任する。

- 2 理事長、専務理事及び常務理事は理事会において選任する。
- 3 監事はこの法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうちには、理事のいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。
- 5 監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係があるものを含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 6 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか 1 人とその親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のうちいずれか 1 人及びその親族その他特殊な関係がある者の合計数が評議員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。また、評議員は、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(理事の職務)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行

- する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し業務を統括する。
 - 3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 4 代表理事及び常務理事は、毎事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第 27 条 監事は次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
 - (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類を監査すること。
 - (3) 理事会に出席して意見を述べること。
 - (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令もしくは定款に違反する事実若しくは著しく不正な事実があると認めるときはこれを理事会に報告すること。
 - (5) 前項の報告をするために必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。
 - (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
 - (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生じするおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
 - (8) 評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならないこと。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法令で定める場合はこの限りではない。
 - (9) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。
- 2 監事はいつでも理事及び使用人に対しての事業報告を求め、この法人の業務及び財産の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 役員は再任することができる。
- 4 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任するときには、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の同意による議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときには、解任の決議を行う評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(顧問)

第30条 この法人に顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 3 顧問は、代表理事の諮問に応え、必要に応じて代表理事に対し助言することができる。

(報酬等)

第31条 役員及び顧問は、無報酬とする。

- 2 役員及び顧問には、この法人の職務のため旅行したときに費用弁償を支給する。
- 3 前項の旅費の額及び支給方法は、別に定める旅費規程による。

(事務局)

第32条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長1人その他職員を置く。
- 3 事務局長その他職員は、理事会の決議を経て代表理事が任免する。

第7章 理事会

(構成)

第 33 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 34 条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項その他必要な事項の決定
- (2) 規則及び規定の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (4) 多額な借財
- (5) 重要な使用人の選任及び解任
- (6) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (7) 前各号に定めるもののほか、事業計画、収支予算、事業報告、決算等この法人の業務執行の決定
- (8) 理事の職務の執行の監督
- (9) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第 35 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種類とする。

2 通常理事会は毎事業年度 2 回開催する。

3 次の各号の一に該当する場合は、臨時理事会を開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事若しくは監事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、召集の請求があったとき。

(召集)

第 36 条 理事会は代表理事が招集する。

2 理事会を招集するときは、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の日の 7 日前までに文書をもって通知しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第 37 条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(決議)

第 38 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数

が出席し、その過半数をもって行う。ただし、第 34 条第 3 号から第 6 号の決議は特別の利害関係を有する理事を除く理事の 3 分の 2 以上の多数をもって行わなければならない。

(決議の省略)

第 39 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案において、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 40 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第 26 条第 4 項に定める報告には適用しない。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び出席監事はこれに記名押印しなければならない。

2 理事会の議事録については、理事会の開催の日から 10 年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

第 8 章 賛助会員

(賛助会員)

第 42 条 この法人の趣旨に同意した個人又は団体は賛助会員となることができる。

2 賛助会員は、別に定める賛助会費規定に基づき賛助会費を納入するものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 43 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(解散)

第 44 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定取消し等に伴う贈与)

第 45 条 この法人が公益認定の取消し処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第 46 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

（公告）

第 47 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は前田昭治、横田力、業務執行理事は飯田博行、高田正信とする。
- 4 この法人の最初の理事長は前田昭治とし、専務理事は横田力とする。

附則

- 1 この定款は、平成 23 年 3 月 24 日から施行する。

別表

移行時の基本財産

財産種別	金額
定期預金(富山第一銀行本店営業部)	10,000,000
定期預金(富山大学病院内簡易郵便局)	6,600,000
定期預金(みずほ銀行富山中央支店)	10,000,000
定期預金(北陸銀行呉羽支店)	56,269
投資有価証券・利付国債10年(第258回)	5,000,000
投資有価証券・利付国債10年(第259回)	30,000,000
合計	61,656,269